事　務　連　絡
令和４年10月13日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中 核 市

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における
車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

平素より介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等（以下「各事業所等」という。）の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめ、別紙のとおり厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほかより周知しているところです。

各事業所等におかれては、既に安全管理の徹底について御尽力いただいているところですが、別添の緊急対策を受け、今一度、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただくようお願いしたく、各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、管内の各事業所等に対して、本件について周知いただくようお願いいたします。

別　紙

事　務　連　絡
令和４年１０月１２日

各都道府県・市町村保育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校を置く　御中
国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策
「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について

平素より保育所等の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添１のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめましたので、送付します。

また、緊急対策本体に記載していることのほか、御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しました。

つきましては、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所（認可外保育施設を含む。）に対して、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の幼稚園及び特別支援学校に対して、国立大学法人担当課におかれては附属の幼稚園及び特別支援学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園に対して、このことについて周知いただくようお願いします。

記

１　所在確認や安全装置の装備の義務付けについて

（１）関係改正府省令等の内容については、別途お示しする予定であるが、本改正を受けて各都道

府県等においては、児童福祉法第 45 条第１項の規定により定める条例等を施行日までに改正いただく必要があるので留意すること。

（２）緊急対策 p6 に記載しているとおり、所在確認や安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等を今年 12 月に公布し、来年４月より施行する予定であること。また、「②送迎用バスへの安全装置の装備」については、施行から１年間は、経過措置を設ける予定であること。ただし、可能な限り早期に装備するよう促すこととし、来年６月末までに安全装置を装備するよう現場へ働きかけていただきたいこと。

（３）経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、子どもが降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じることとする予定であるため、留意すること。

２　安全管理マニュアルについて

別添２のとおりであること。そのうち「毎日使えるチェックシート」と「送迎業務モデル例」については、編集可能媒体を内閣府ウェブサイトに掲載していること。

本マニュアルは、バス送迎の安全管理に当たって、既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園等での取組の補助資料として活用いただきたいこと。なお、現場で運用していく中で、地方自治体や現場から出された工夫すべき点等の意見や、静岡県の特別指導監査の結果等を踏まえ、今後の改訂には柔軟に対応するものであること。

３　万一重大な事案が発生した場合等の対応について

バス送迎においても、安全管理については、言うまでもなく、未然防止の徹底が肝要であること。その上で、万一重大な事案が発生した場合等には、各園等において、特に以下の点等について留意いただきたいこと。

（１）　バス送迎における安全管理の体制や手順がどうなっていたのかを点検するとともに、一時的に当該業務を休止した上で再発防止策を講じるなど、子どもの安全を最優先に対応すること。また、その際、保護者等に対して、誠実な姿勢で、経緯や考えられる原因、園の安全管理、事故後の対応等について、丁寧に説明すること。

（２）　当事者家族や在園児、その保護者等への精神的なケアも重要であり、必要に応じ、　スクールカウンセラーの派遣や、CRT（Crisis Response Team)、精神保健福祉センター、各都道府県の公認心理師協会等の関係機関・関係団体との連携等を通じて外部の支援を積極的に得ること。

（３）　重大事案の背景には、いわゆる「ヒヤリ・ハット」があると考えられる。「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年３月）を踏まえ、重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組を行うこと。なお、国においては、今後、行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリ・ハット事例の収集などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ、調査研究を実施する予定

であること。

４　その他

バス送迎以外についても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年２月）等を踏まえ、安全管理に遺漏のないよう適切に取り組まれたいこと。

また、幼児専用車に係る衝突時の安全対策については、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成 25 年３月　車両安全対策検討会）において、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意すること。

（本件担当）

●認可保育所に関すること
厚生労働省子ども家庭局保育課
企画調整係
tel：03-5253-1111（内線 4852,4854）

●認可外保育施設に関すること
厚生労働省子ども家庭局総務課
少子化総合対策室指導係
tel：03-5253-1111（内線 4838）

●幼稚園及び特別支援学校に関すること
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室　交通安全・防犯教育係
tel：03-5253-4111（内線 2695）

●認定こども園に関すること
内閣府子ども・子育て本部
参事官（認定こども園担当）付
tel：03-5253-2111（内線 38446，38374）

こどものバス送迎・安全徹底プラン

～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～

令和４年１０月１２日

内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁

緊急点検の結果の概要（1）

緊急点検の結果、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校（幼稚部）のうち、送迎用バスを運行しているのは、 10,787施設、 22,842台。

	運行している施設数	運行台数
保育所等	1,482施設	1,998台
認可外保育施設	818施設	1,555台
幼稚園	4,672施設	11,152台
認定こども園（幼保連携型）	2,434施設	5,066台
認定こども園（幼稚園型）	1,110施設	2,602台
認定こども園（保育所型）	229施設	385台
認定こども園（地方裁量型）	27施設	52台
特別支援学校（幼稚部）	15施設	32台
上記計	10,787施設	22,842台

※　運行台数より所有台数が多い場合は、所有台数を計上
※　特別支援学校（小学部～高等部）（707施設、4,917台）や児童発達支援・放課後等デイサービス（12,154事業所、15,910台※全送迎車両のうちバスや大きめのワゴン車等の推計値）は、緊急点検の対象ではないが、後述する安全装置の義務化の対象とする
※　小・中学校（5,224施設、7,837台）、放課後児童クラブ（3,396クラブ、3,332台）は、後述する安全装置の義務化は行わないが、財政支援を行う方向で検討。
※　運行している施設数及び運行台数については、一部推計値を含む

緊急点検の結果の概要（2）

	保育所	幼稚園	認定こども園	特別支援学校（幼稚部）
連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認 及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報共有をしているか【常に行っていると回答した施設の割合】	93.8%	95.4%	93.9%	100.0%
（上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合）	(29.2%)	(36.5%)	(36.2%)	(40.0%)
登園の際、乗降時における子どもの人数、名前等を確認（乗車時は記録も含む。）しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	88.1%	90.2%	88.8%	100.0%
（上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合）	(39.8%)	(42.7%)	(44.8%)	(40.0%)
担任職員が、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関する情報を突き合わせて確認しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	94.9%	95.6%	94.7%	93.3%
（上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合）	(33.4%)	(41.2%)	(39.7%)	(26.7%)
バスの運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか	94.2%	98.5%	98.3%	100.0%
通常通園バスを運転・同乗する者とは別の者が通園バスを運転・同乗する場合、確認内容の手順等の引継ぎを行っているか	86.7%	95.8%	92.7%	100.0%
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか	46.7%	55.0%	51.5%	53.3%
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか	0.9%	1.7%	1.6%	0.0%

※　回答のあった施設を母数として算出
※　緊急点検の全体像については、実地調査の結果と合わせて、第5回関係府省会議で報告

有識者・先進自治体のヒアリング等の概要

９月15日にハード・ソフト両面の安全対策を視察し、園長等との意見交換を行うとともに、９月20日・29日の２回にわたり、先進自治体や有識者に対するヒアリングを実施

学校法人内野学園　内野　光裕理事長／全国小規模保育協議会　駒崎　弘樹理事
東一の江幼稚園　田澤　里喜園長　／吉川慎之介記念基金　吉川　優子代表理事
甲南大学　前田　正子教授　／東京学芸大学　渡邉　正樹教授

有識者からの主な提案

・安全装置の装備義務化
・動画やチェックリストなど、効果的なマニュアルの在り方
・重大事故の背景にあるヒヤリハットを見逃さないこと
・すべての教職員が危機管理を行うという自覚をもつこと
・個々の職員の努力を超えた部分での安全対策
・安全に対する高い意識を持続するための工夫
・業務を重ねて増やさない取組の工夫

先進自治体の主な取組（鳥取県、福岡県）

・車両送迎に係る安全管理ガイドラインや指針の策定
・県内教育・保育施設等対象の安全管理研修会
　（保育士のみならず運転手やパート職員を含めた全職員を対象）
・指導監査の見直し

今回の事案において明らかになっている園の対応の問題点

- 園児のバス降車時に、運転者、乗務員ともに、送迎用バスに幼児が残っていないか、確認を行わなかった。
- 運転者は、通常は送迎用バスを運転しない前園長が担当したが、園として降車時の人数確認等を含めた運転者の業務内容を明確に設定していなかった。一方、乗務員は、シルバー人材センターから派遣された者が担当したが、当該者には、降車時の人数確認等を業務内容として求めていなかった。
- 降車時の人数確認等を手順として決めていなかった。
- 当園は、登園管理システムを導入していたが、実際に降車した園児やその人数を確認せずにシステムに入力するなど、ミスを防ぐための適切な運用がなされなかった。
- クラス補助の職員に対し、園は登園管理システムの適切な確認のタイミングを伝えておらず、同職員は、バスの到着前、かつ、保護者に伝えている入力期限の前に同システムを確認し、クラス担任に伝えたが、最終入力情報を確認しなかった。
- クラス担任は、本児がいないことを認識し、欠席か遅刻だと思ったにもかかわらず、保護者への確認の連絡をしなかった。
- 上記のとおり、園児の出欠について、職員間での共有や、保護者への確認ができていなかった。
- 園全体として、バス送迎に関し、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決め、各職員に周知することをしていなかった。

緊急対策の概要

① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。

③ 安全管理マニュアルの作成

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

（１）送迎用バスへの安全装置導入支援
（２）登園管理システムの導入支援
（３）こどもの見守りタグ（ＧＰＳ）の導入支援
（４）安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

緊急対策①　安全装置の義務付け（1）

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

（義務付けの内容）

①　降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認

②　送迎用バスへの安全装置の装備

（法的効果等）

・指導監査等において、各園側で適切な対応が行われているか確認

・義務違反は、業務停止命令等の対象事由。当該命令違反は、罰則の対象事由となり得る。

（今後のスケジュール）

令和４年11月　パブリックコメント

〃　　12月　公布

令和５年４月　施行※

※②については、施行から１年間は経過措置を設ける

経過措置として、安全装置を装備するまでの間は、降車後に車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を可とする。

施設	改正府省令
幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校	学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）
保育所、保育所型認定こども園	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号） ※省令の改正に伴う条例の改正を要する。

※　地方裁量型認定こども園（告示・条例）、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（厚労省令・条例）、児童発達支援事業（厚労省令・条例）、放課後等デイサービス（厚労省令・条例）、認可外保育施設（通知）は、（）内に記載した別途の措置を行う。

※　小学校以上の学校（文科省令の幼稚園と同じ条文）、放課後児童クラブ（厚労省令）、保育所以外の児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く）（厚労省令・条例）、居宅訪問型保育事業（厚労省令・条例）は、②は義務付けないが、（）内に記載した措置により、保育所等と同様に、①を義務付ける。

緊急対策①　安全装置の義務付け（2）　整理表

【義務付け事項】① 乗車・降車時に点呼等により幼児等の所在を確認、② ①を実施する場合はバスに装置を備えて使用

	幼稚園 （特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園含む）	**幼保連携型認定こども園** ※１	**地方裁量型認定こども園**	**保育所等**	**認可外保育施設** ※２	**障害児通所支援等**	**特別支援学校** （小学部・中学部・高等部）	**小学校以上等** ※３
義務付け事項①の確保 （点呼）	○ 学校保健安全法施行規則（新設）	○ 学校保健安全法施行規則を準用（新設）	○ 認定こども園法に基づく大臣告示（新設）＋条例	○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（新設）等＋条例	○ 認可外保育施設指導監督基準（通知）の改正	○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（新設）等＋条例	○ 学校保健安全法施行規則（新設）	○ 学校保健安全法施行規則（新設）等
義務付け事項②の確保 （安全装置）	○ 学校保健安全法施行規則（新設）	○ 学校保健安全法施行規則を準用（新設）	○ 認定こども園法に基づく大臣告示（新設）＋条例	○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（新設）等＋条例 ※保育所、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）、児童発達支援センターに限る	○ 認可外保育施設指導監督基準（通知）の改正 ※ベビーシッターを除く	○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（新設）等＋条例 ※児童発達支援事業、放課後等デイサービスに限る	○ 学校保健安全法施行規則（新設）	―
実効性	○ 学校教育法等	○ 認定こども園法	○ 認定こども園法	○ 児童福祉法等	○ 児童福祉法	○ 児童福祉法	○ 学校教育法等	○ 学校教育法等

※１　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則における準用条文の手当てが必要。
※２　認可外保育施設の義務づけについてのみ、省令改正ではなく指導監督基準（局長通知）の改正により行う予定。
※３　放課後児童クラブについては、小学校以上と同等の措置を講ずる。

緊急対策②　置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドライン

置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインは、関係府省令の改正による義務化を受け、早急にとりまとめを行う。

◆ １０月４日　国土交通省でワーキングを設置。

今後、関係者からのヒアリング等を通じ、年末までにガイドライン等を作成する。

ガイドラインのポイントは以下のとおり。

①　ヒューマンエラーを補完する安全装置であること。

②　事業者（幼稚園等）への過度な負担とならないようにするため、既販車にも後付け可能な安全装置も視野に入れる。

日程	取組み内容
１０月４日	幼児送迎用バス安全対策WG立ち上げ・第１回開催 →車両の安全における対策の方針・ガイドライン骨子・ヒアリングの質問票について合意
１０月～１１月	メーカーヒアリング等を通じ、ガイドラインの審議
１２月中旬	幼児送迎用バス安全対策WG最終回開催 装置のガイドライン策定

緊急対策③　安全管理マニュアル

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

〇毎日使えるチェックシート
　毎日見落としがないかを確実に確認する内容
〇バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理
　園での業務の流れが適切か確認する内容
〇置き去り事故ゼロをめざす
　ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援
　バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項
〇シンプルな構成
　内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※　現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくることが想定される。これらの意見や静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。
※　本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、当事者家族等の精神的ケアの必要性について伝達
※　行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

緊急対策④　早期のこどもの安全対策に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

10月末を目途にとりまとめる「総合経済対策」に関連施策を位置づけ、早期に財政措置を講じる方向で検討

（１）送迎用バスへの安全装置の導入支援
　装備が義務化されるブザーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修を支援

（２）登園管理システムの導入支援
　幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入を支援

（３）こどもの見守りタグ（ＧＰＳ）の導入支援
　安全対策に資するＧＰＳを活用したこどもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援

（４）安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等
・安全管理マニュアルの理解が深まるよう、説明動画を作成するとともに研修の実施を支援
・送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

（参考）

静岡県牧之原市の認定こども園における事案概要

１．発生日
令和４年９月５日（月）

２．発生園
学校法人榛原学園　川崎幼稚園（静岡県牧之原市）
※幼保連携型認定こども園

３．事故状況
・朝８時４８分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約５時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

＜経過＞
・8:00　18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
・8:48　本児を含め６名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
・運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
・クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
・14:10頃　降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
・14:30頃　救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

当該事案を受けた初動対応

事案発生翌日（９月６日）には、初動対応として、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で、令和3年8月25日に周知（※）した、以下の留意事項等を再度示し、改めて安全管理の徹底について、各都道府県等に対し、周知。

留意事項等

①子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること

②登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること

③送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること　等

※　令和３年７月の福岡県中間市の認可保育所での同様の事案を受け、行ったもの

総理指示（令和4年9月9日）

○　今回の静岡県牧之原市内の認定こども園における、大変痛ましい事故を踏まえ、政府として、子供の安全を守るための万全の対策を講じるため、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が連携し、スピード感をもって、以下の事項に取り組んでください。

１　送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施すること。

２　今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からのヒアリング等を行い、徹底的に洗い出すこと。

３　こどもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を、10月中に、とりまとめること。

緊急点検･実地調査の実施

緊急点検・実地調査

１．緊急点検

令和３年８月25日・令和４年９月６日に周知を行った安全管理の徹底に関する留意事項等を踏まえて、安全管理が適切に実施されているか、送迎バスを有する全ての施設に対して、緊急点検を実施。

※令和３年９月から点検実施までの状況を調査対象とする。

２．実地調査

送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施。

点検・調査項目

具体的な点検・調査項目は、以下のとおり。

・連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び職員間における情報共有
・乗車時、降車時における子どもの人数確認などのチェック体制
・担任職員が、バスから降車した子どもの情報と当日の出欠に関する情報を突き合わせて確認したかなどの降車後の確認体制
・同乗職員がいるか、確認内容の手順等の引継ぎを行っているかなど、送迎バスの運行体制　等

関係府省会議の開催等

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催
（構成員）
議長　こども政策担当大臣
・内閣官房こども家庭庁設立準備室長　・内閣府子ども・子育て本部統括官
・文部科学省総合教育政策局長　・厚生労働省子ども家庭局長
※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

＜経過＞
・９月９日　総理指示
第１回関係府省会議開催
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始（国が点検項目を提示）

・９月15日　送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察

・９月20日　第２回関係府省会議開催（有識者からのヒアリング）
・駒崎弘樹　全国小規模保育協議会理事　・渡邉正樹　東京学芸大学教職大学院教授
・吉川優子　吉川慎之介記念基金代表理事

・９月29日　第３回関係府省会議開催（先進自治体・有識者からのヒアリング）
・鳥取県　・福岡県
・内野光裕　学校法人内野学園理事長
・前田正子　甲南大学マネジメント創造学部教授
⇒「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」（こども政策担当大臣指示）

・10月12日　第４回関係府省会議開催
⇒緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ

（今後の予定）
・12月下旬以降　第５回関係府省会議開催
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

こものバス送迎・安全徹底マニュアル

※ 本マニュアルは、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校におけるバス送迎に当たり、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理の徹底に関するマニュアルです。

みんなの点呼で
幼い生命を守る。

令和４年１０月１２日

内閣官房
内　閣　府
文部科学省
厚生労働省

施設長・園長のみなさんへのお願い（本マニュアルの使い方）

本マニュアルは、園（注）の現場で送迎にかかわるすべての人を対象に作成しています。

・既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園での取組の補助資料としてご活用ください。

・「１．毎日使えるチェックシート」は、日々の送迎時におけるこどもの見落とし防止にすぐに活用いただけるシートです。チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、ご活用ください。

・「２．園の体制の確認」「３．送迎業務モデル例」は、日々の園の取組について、立ち止まって確認いただきたいことについてまとめました。これらを参考に、園長自ら定期的に園での取組状況を確認するとともに、園長のリーダーシップの下、研修や職員会議等の機会に送迎業務モデル例を用いて園の取組の振り返りや認識合わせをするなど、各園の実情に応じてご活用ください。

・その他、「４．ヒヤリ・ハットの共有」「５．こどもたちへの支援」「６．送迎用バスの装備等」は、留意いただきたい点をまとめています。園長や主任職員、担任職員、運転手等の皆様に是非ご一読いただき、日々の保育・教育等に活かしていただくようお願いします。

（注）「園」には、保育所及び特別支援学校も含む。以下、本マニュアルにおいて同じ。

＜目　　次＞

１．毎日使えるチェックシート　・・・・・・・・・・・・・・・3

２．園の体制の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・4

３．送迎業務モデル例　・・・・・・・・・・・・・・・・5

４．ヒヤリ・ハットの共有　・・・・・・・・・・・・・・・・7

５．こどもたちへの支援　・・・・・・・・・・・・・・・・7

６．送迎用バスの装備等　・・・・・・・・・・・・・・・・8

＊ 毎日使えるチェックシート（印刷用）は最終ページです。

１．毎日使えるチェックシート

〇バス送迎をどなたが担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。
〇最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※活用例

10月1日(月)：登 園／降 園

☑ 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。

☑ 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。

☑ 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。

☑ 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運 転 手：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

同乗職員：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記報告を受けた：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．園の体制の確認

バス送迎におけるこどもの安全の確保のためには、
○ 全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと
○ 園長の責任の下で、こどもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作ること
が重要です。

※　園長自ら体制を定期的に確認しましょう。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

（安全管理の体制づくり）
- □　送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- □　出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- □　運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- □　定期的に研修等を実施している。
- □　マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- □　マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。

※通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることか必要です。

- □　ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- □　送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。

（保護者との連絡体制の確保）
- □　保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
- □　園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。

※園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

（園長の責務）
- □　園長は現場の責任者として、高い意識を持って、こどもの命を守るための安全管理に取り組んでいる。
- □　園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

３．送迎業務モデル例

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

①登園時

事前準備

- □ 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- □ 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- □ 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- □ 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- □ 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

乗車時（こどもが所定の場所で順次乗車）

- □ 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- □ 同乗職員は、バス停に乗車すべきこどもがいない場合や乗車しないはずのこどもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。
  - ⇒□ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- □ 運転手は、乗車したこどもの着席を確認してから発車している。

降車時（園に到着後、こどもが一斉に降車）

- □ 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- □ 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
  - ⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- □ 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

降車後（こどもが全員降車後）

□ 担任（担当）職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。

⇒□ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。

□ 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

②降園時

事前準備～乗車時（こどもが一斉に乗車）

□ 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。

□ 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

□ 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

□ 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所でこどもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。

□ 運転手は、降車したこどもの安全を確認してから発車している。

降車後（こどもが全員降車後）

□ 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。

⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。

□ 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

□ 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

※ 送迎用バス内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

４．ヒヤリ・ハットの共有

※ 以下のポイントも、こどもの安全を守る上で重要です。

園長のリーダーシップの下、園の実情に応じて毎日の安全管理の取組に盛り込むことが重要です。

□ ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長に報告することとしている。
□ ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日頃から報告しやすい雰囲気づくりを行っている。
□ 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じている。

※ 安全は日々の積み重ねで築かれます。職員の入れ替わり、こどもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。ヒヤリ・ハットから学び続ける姿勢が園の安全管理に関する機運を高めます。

※ 日々のミーティングや、定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、また、報告者に感謝を示す等して報告を推奨することが大切です。こうした取組によって、安全管理を大切にすることが職員の共通認識となります。

５．こどもたちへの支援

○ 大人が万全の対応をすることでこどもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもたちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、こどもの発達に応じた支援を行うことも考えられます。

○ その際、こどもたちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎用バスに乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要があります。

〔支援の例〕

・ 周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
・ 乗降口付近に、こどもの力でも簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置

６．送迎用バスの装備等

（置き去り防止を支援する安全装置について）

○　園の送迎用バスについて、置き去り防止を支援する安全装置の装備を義務化します。

○　バスの置き去り防止を支援する安全装置については、現在、様々な企業が開発に取り組んでいるところですが、安全装置として必要とされる仕様に関するガイドラインを国として令和４年中に定めることとしています。

○　園での購入・設置に当たっては、ガイドラインに適合している製品かどうかに留意してください。

※ ガイドラインに適合している製品について、ウェブサイトに掲載する等の対応を予定しています。

○　安全装置の装備後は、定期的に、動作していることを確認することが必要です。日々の送迎時において動作を確認するほか、園の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応してください。

（ラッピング・バス等について）

○ 紫外線等を防止しこどもの健康や安全を守る等の観点から、送迎用バスにラッピングやスモークガラス等を使用する場合は、こどもの状況や保護者の意見なども踏まえて各園において適切な対応を決めていくことが重要です。

○ その際、外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピングやスモークガラス等を使用することは、車内のこどもの存在が、外から全く気付いてもらえなくなってしまい、置き去りによる事故発生のリスクを高めることにつながりますので、避けるべきと考えられます。

※本ページをコピーしてご利用ください。

月　日(　　): 登園／降園

□ 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。

□ 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。

□ 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。

□ 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運 転 手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____